

鳥取縣公報

昭和十八年七月三十日
第千四百五十五號

金曜日

告示

鳥取縣告示第三百九十九號

昭和十二年十二月鳥取縣告示第七百四十二號鳥取縣中小商工業資金融通損失補償規程中左ノ通改正ス

昭和十八年七月卅日

鳥取縣知事 武 島 一 義

第一條第一號中「中小商工業振興資金」及「中小商工業轉換資金」ヲ削リ「中小商工業資金融通資金」ヲ加フ
第六條第一號中イヲ左ノ如ク改メロハ(ニ)ヲ削リ(ホ)ロニ改

ム
(イ) 生活必需品其ノ他重要物資ノ生産又ハ配給等ヲ行フ
モノ(企業整備ニ依ル新統合体ヲ含ム)但シ法人(組

目次

○告示

- 鳥取縣中小商工業資金融通損失補償規程中改正……………一頁
- 蠶糸生産費調査指導員囑託及解囑……………二頁
- 同 調査員 同……………三頁
- 保險齒科醫指定……………三頁
- 本年度後期甲種飛行豫科練習生徵募要項中改正……………四頁
- 石灰販賣價格指定中改正……………六頁
- 茶種子配付……………六頁
- 彙報……………七頁
- 稻熱病豫防を徹底せよ……………七頁
- 學校の團體旅行調整……………七頁
- 水稻中耕除草の勵行……………一〇頁

00217

合、小組合ヲ含ムニ在リテハ公稱資本金又ハ出資金五十萬圓以下ノモノ

同條第二號中イヲ左ノ如ク改ム

(イ) 個人ニ在リテハ五萬圓以内、法人ニ在リテハ十萬圓以内、企業整備上及事業ノ統制ノ必要上法令又ハ法令ニ基ク命令若ハ行政官廳ノ指導若ハ斡旋ニ基キ設立セラレタル法人ニ在リテハ二十萬圓以内

同條第三號中イヲ左ノ如ク改メロヲ削リハヲロニ改ム

(イ) 個人又ハ法人(企業整備ニ依ル新統合体ヲ含ム)ニ對スル設備資金運轉資金及舊債ノ借換資金

同條第四號ヲ左ノ如ク改ム

四 償還方法及期限

十箇年以内ノ年賦、半年賦、月賦及定期償還(三箇年以内ノ据置期間ヲ含ム)

同條第五號中「年六分以内」ヲ「年五分二厘以内」ニ改ム

第二號ノ一様式別紙五中「中小商工業振興資金」及「中小商工業轉換資金」ヲ削リ「中小商工業金融疏通資金」ヲ加

ハ同六中「固定資金」ヲ「設備資金」ニ改ム

同様式(注意事項)中二ノ(3)(4)(5)ヲ削リ同三ノ(1)中「固定資金」ヲ「設備資金」ニ改メ(3)ヲ削リ同五ノ(1)中「日賦」ヲ削ル

第三號様式別紙一中「振興資金」ノ前ニ欄ヲ設ケ「金融疏通資金」トシ同三中「中小商工業振興資金」ノ前ニ欄ヲ設ケ「中小商工業金融疏通資金」トス

同様式(注意事項)七中「本表中」資金名「欄」ノ次ニ「金融疏通資金トアルハ中小商工業金融疏通資金」ヲ加

鳥取縣告示第四百號

蠶糸生産費調査指導員左ノ通囑託及解囑アリタリ

昭和十八年七月卅日

鳥取縣知事 武 島 一 義

00218

鳥取縣告示第四百一號

蠶糸生産費調査員左ノ通囑託及解囑アリタリ

昭和十八年七月卅日

鳥取縣知事 武 島 一 義

囑託、解囑年月日	擔當事務	執務場所	官位	職功	氏名
昭和十八年七月十九日囑託	蠶糸生産費調査	鳥取縣廳農務課	烏取縣技手		長谷川 眞
昭和十八年七月十九日解囑	蠶糸生産費調査	鳥取縣廳農務課	烏取縣技手		吉田 芳 男

囑託セラレタル蠶糸生産費調査員氏名	解囑セラレタル蠶糸生産費調査員氏名	擔當調査養蠶業者番號	氏名	囑託、解囑年月日

鳥取縣告示第四百二號

健康保險法、國民健康保險法並ニ船員保險法ニ基ク保險醫トシテ左ノ齒科醫ヲ指定セリ

昭和十八年七月卅日

鳥取縣知事 武 島 一 義

診療所々在 地	氏 名	指 定 年 月 日
東伯郡下中山村大字下甲二九一番地	江 原 恒 雄	昭和十八年七月廿六日

◆鳥取縣告示第四百三三號

昭和十八年七月六日鳥取縣告示第三百五十三號昭和十二年海軍省令第十號ニ依リ徵募セラルル昭和十八年度後期甲種飛行豫科練習生徵募要項中左ノ通改正セララル

昭和十八年七月卅日

鳥取縣知事 武 島 一 義

第三徵募検査

検査場	鳥取市 吉方町 修立國民學校				
	昭和十八年八月二日	同 三日	同 四日	同 五日	同 六日
検査項目	身体検査				
	學力試験				
試験科目	數學、物象、國漢文、地理歴史、口答試問				
	志願者出頭範圍				
記事	米子中學校一部 (五年生)				
	米子工業學校、境中學校 鳥取第一中學校、鳥取第二中學校 鳥取商業學校、鳥取工業學校 倉吉中學校、育英中學校、倉吉商業學校 倉吉農學校、智頭農林學校 米子中學校一部 (三年生、四年生) 米子商會學校、日野農林學校其ノ他				
上記區分ニ依リ關係學校在學生並ニ出身者出頭スルモソトス					

備考 検査開始時刻ハ午前八時トス

00221

鳥取縣告示第四百四號

昭和十七年四月鳥取縣告示第百八十三號(生石灰及消石灰ノ最高販賣價格指定ノ件)中左ノ通改正ス

昭和十八年七月卅日

鳥取縣知事 武 島 一 義

五ヲ六トシ以下順次一號宛線下ゲ四ノ次ニ左ノ如ク加フ
五 福井縣産

(一) 生 石 灰 (塩焼ノモノ)

特選品	酸化カルシウム分九〇%以上含有ノモノ	罐入密封	一五	一、三八	一、四五
等品	酸化カルシウム分八〇%以上含有ノモノ	同	同	一、三六	一、四三

(二) 生 石 灰 (素焼ノモノ)

特選品	酸化カルシウム分九〇%以上含有ノモノ	罐入密封	一五	一、三六	一、四三
等品	酸化カルシウム分八〇%以上含有ノモノ	同	同	一、三四	一、四一

鳥取縣告示第四百五號

茶種種子配付規程第三條ニヨリ本年配付スベキ茶種種子數量左ノ通配付ス

昭和十八年七月卅日

鳥取縣知事 武 島 一 義

品 種 名 數 量

茶種農林四號 三石七斗

00222

彙 報

稻熱病 防除を徹底せよ

刻下急遽全力集中を要す

本年は六月初旬以降の不順な天候に災されて局部に苗稻熱病の大發生を見、その後天候は良好となつたが本田に於ける葉稻熱病の發生が各地にあつて蔓延猖獗の状況にあるので、急速にその防除に全力を集中して被害の軽減に努め生産目標達成に齟齬なきを期せねばならぬ。

縣に於ては各市町村農會を通じて各食糧増産實行共勵委員を指導し、これを首班とする防除班を組織して共同一齊防除を實施し、藥劑噴霧機等の防除資材の手配をなし、且つ防除必要田を調査して赤札等の標示をなし、藥劑撒布に便せしめる等種々の措置を講じてその徹底を期せしめてゐる

るから、各農家は衷心協力してその萬全を期せられたいものである。

防除藥劑撒布の標準を示すと次の如くである。

▽葉イモチ豫防

分蘗期、發病初期のもの、發生の兆あるもの、抵抗性の弱い品種、窒素過用のもの等に對し、銅製劑一號又は二號液一袋を水八斗乃至一石に薄め反當六斗乃至八斗を目標として一―二回撒布する

▽穗頸イモチ豫防

穂孕期 出穂一週間乃至十日前に撒布
穂揃期 (開花終了後)葉稻熱病發生田及び發生の虞ある田に銅製劑液又は八斗式過石灰ボルドウ液を撒布する。
(農 務 課)

學校の團體旅行

貨客の重點輸送に鑑み調整

00223

敵米國の反攻は漸く激しく、西南太平洋を初め各地の戦況は刻々と苛烈さを増し、我が海上輸送また益々緊迫して船舶の需要日と共に重大性を加へてゐるので、近海の輸送は極力これを陸上交通機關に俟たねばならぬこととなり、最近陸運の多忙特に熾烈となつて「鐵道も戰つてゐる」とは衆知の如くである。従つて國民はよくこの點を了知して能ふ限り貨客の輸送を抑制し圓滑なる輸送に協力しなければならぬ。これに鑑み今回學校の団体旅行を調整することとなつた、學徒鍊成の實施上に於ても種々陸運機關を利用すべきことが極めて多いが、右事情に鑑み是非必要のものに止めねばならない。學校に於ては既にこの趣旨に鑑み各種會合旅行等を抑制しつゝあるのであるが、今回學徒戰時動員体制の確立せられると共に一面陸運が調整せられ、貨物旅客の重點輸送が一段と強化せられるに伴ひ、學校の教職員生徒兒童をして一層時局の要請に即應せしめる爲、今後その旅行及び各種會合等については不用不急のもの

のは禁止して眞に緊要缺く能はざるもののみにつきこれが輸送を調整確保することとなり、文部省よりの通牒に基き左の通り實施することとなつた。

尙、団体割引は軍事教練及び戦力増強等に協力すべき勤勞作業等の爲にする旅行に限り取扱ひをなすことになつてゐる。

◆教職員生徒兒童の旅行及各種會合の取扱

一 教職員生徒兒童の団体旅行は左記の如く、學徒戰時動員上及教育上正科として實施する等眞に必要缺くべからざるものに付實施せしむること

(一) 學徒戰時動員上の必要に基き實施すべきもの

イ 國民勤勞報國協力令に依り學校報國隊派遣の爲にするもの

ロ 食糧増産、國防施設建設、緊要物資生産輸送力増強等に對する學徒勤勞作業實施の爲にするもの

ハ 防空訓練及戰時訓練實施の爲にするもの(航空、

00224

海洋、機甲、馬車、通信、訓練等)

ニ 興亞學生勤勞報國隊派遣の爲にするもの

ホ 其他學徒戰時動員計畫實施の爲にするもの

(二) 教育上正科として實施すべきもの

イ 野外教練及海軍々事教育實施の爲にするもの

ロ 學校附設の實驗所、實習場等に於て實驗、實習等實施の爲にするもの(自校に附設の實驗所等なき爲他校附設のものを利用する爲に實施するものを含む)

ハ 工業、農業、水産等の學校に於て必要とする特殊工場、事業場等に於て教育實習等を實施の爲にするもの

(三) 其他教育上必要己むを得ざるもの

國道府縣の主催又は本省に於て許可したる大會總會講習會等に參加の爲にするもの

二 前項に掲ぐるもの、外左記種類のものに付ては、學徒

鍊成上の必要に鑑み實施時期又は當該路線の輻輳狀況等を考慮の上實施せしむること

(一) 時期を限定して實施せしむべきもの

虚弱生徒兒童の養護、鍛鍊の爲にするもの(健康修鍊の爲にするものを含む)

林間學校及臨海學校の開設等

(二) 當該路線の輻輳狀況を考慮の上實施せしむべきもの

イ 國民學校高等科兒童の伊勢神宮等參拜の爲にするもの(但し近接府縣所在の學校にして私設鐵道等を利用し右旅行實施可能なる場合に於ては、情況に依り國民學校初等科兒童の右旅行を實施せしむるも差支なきこと)

ロ 体育訓練其他生徒兒童の心身鍛鍊の爲にするもの

三 団体旅行に非ざる小人數の旅行と雖も學校又は學校報國團等に於て計畫實施するものに付ては、前記各項に準

して取扱ひ、單なる見學、視察訪問等の爲にする旅行は嚴に禁止すること

而してこれら教職員生徒兒童の団体旅行實施に當つては、豫めその實施計畫を提出して許可を得た上實施するのであつて、これについては別に鐵道機關に對し、實施期三五月のものは一月末、六八月のものは四月末、九十一月のものは七月末、十二月のものは十月末迄に輸送申込を要し(本年度は第三期の實施計畫より實施)尙輸送申込をなした旅行につき月間實施計畫を樹立して、實施二ヶ月前迄に期日、列車等詳細なる日程を作つて輸送申込を要する。但し國民勤勞報國協力令によるもの其他國家緊急の要請に基き生産増強等に協力する爲急を要するものについては、其の都度鐵道機關と速に協議するのである。

(教 學 課)

水稻中耕除草の勵行

増産確保の爲是非完遂せよ!!

稻の移植後に於て中耕除草の作業を適期に必要な回数實行することは、米穀増産上頗る重要である爲、政府に於ては全國的に中耕除草の完遂運動を行ふこととなり、鳥取縣に於ても七月十五日より八月十五日迄を實施期間としてこれが實行の徹底を圖り、以て米穀生産計畫數量の達成を期してゐるのであつて、切に各農家の勵行を期待する次第である。

(一) 市町村農會に於て行ふ事項

縣農會並に郡農會の指示に遵ひ、次の事項を決定實施する。
(1) 部落農事實行組合長、食糧増産實行共勵委員、及び農業増産報國推進隊員を招集し、部落別に、(實施期間を

設定せしめ、實施方法勞力等に關する具體的計畫を樹立せしめる。

(2) 市町村を區域とする關係各官公衙、學校、団体等の幹部を招集して本運動に協力を求め、特に勞力對策について遺漏なからしめる。

(3) 市町村指導部は實施週間中隨時出勤して指導督勵をなすと共に、過怠者の圃場には赤札を立て、組合長と

協議の上善後策をなさしめる。

(二) 部落に於て行ふ事項

(1) 組合長は組合員を招集し、趣旨の普及を圖ると共に部落員に之が勵行申合せをなさしめ、強き實行を促す。
(2) 本運動實行の不可能な農家にありては部落に於て共同作業により完遂を期する。

○ 水稻本田中耕除草實施週間

(縣下標準)

地 域	第一回除草	第二回	第三回	第四回
因幡平坦部	自七月五日 至七、一二	自七月二五日 至七、三二	自七月二五日 至七、三二	自八月四日 至八、一〇
伯耆平坦部	自七、一六 至七、二二	自七、二二 至七、二八	自七、二二 至七、二八	自八、一五 至八、二一
因幡山間部	自七、八二 至七、八八	自七、八八 至七、九四	自七、二八 至七、三四	自八、一七 至八、二三
伯耆山間部	自七、一四 至七、二〇	自七、二〇 至七、二六	自七、二六 至七、三二	自八、一三 至八、一九
奥山間部	自六、二四 至六、三〇	自七、一〇 至七、一六	自七、一六 至七、二二	自七、二四 至七、三〇

注意

第一回除草 中耕除草機使用(縦横)挿秧後七一〇

日目に着手

第二回除草 手取り(根元掻き)第一回終了後一〇

日目

分蘗初期に稻の根元を掻別け、膨軟にして分蘗を助長旺盛ならしむ

第三回除草 中耕除草機使用(縦横)第二回終了後

一〇日目

第四回除草 手取り(止草)第三回終了後一〇日目

町嚙に取り上げ、草種を次年に残さぬやう努める

同一地域内でも市町村及び部落に於て相違するか
ら郡農會市町村農會に於て協議決定すること

(農務課)

◎週報寫真週報掲載内容 (七月二十八日發行)

- 一億第一線へ
- 決線下海運問題
- 普通船員になるには
- 改正された船員保険法
- 八月の常會の手引
- 1 戦争食生活の徹底的實踐
- 2 健民運動夏期心身鍛錬
- 3 ビマの手入に努めませう
- 諸類の總分配給について
- 告知板
- 頼母しい戦争生活例當選發表
- 職場を持つ主婦の体験
- 通風塔
- 國民合唱

▲週報

- 特輯空の決戦と空の戦力増強
- 朝香若宮殿下操縦術御修得に御精進
- 南太平洋の決戦實相
- 宇都宮陸軍飛行學校に於ける少年飛行兵の猛訓練
- 空へ挺身するこの子の親
- 陸海の荒鷲志願をめぐる決戦實話
- 製糸工場が軍用工場へ
- 八月の常會の徹底事項解説

X X X

昭和十八年七月三十日印刷
昭和十八年七月三十日發行

鳥取縣鳥取市東町
發行所(西島19) 田印所